

「自然由来物質の規制の適正化」に対する 環境省の考え方

平成27年3月9日

環境省 水・大気環境局 土壌環境課
水環境課 海洋環境室

目的

改正土壤汚染対策法の概要

土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

制度

調査

- ・有害物質使用特定施設の使用の廃止時(第3条)
- ・一定規模(3,000m²)以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第4条)
- ・土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第5条)

自主調査において土壤汚染が判明した場合において土地所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請(第14条)

土地所有者等(所有者、管理者又は占有者)が指定調査機関に調査を行わせ、その結果を都道府県知事に報告

【土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合】

区域の指定等

要措置区域(第6条)

土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域
→汚染の除去等の措置を都道府県知事が指示(第7条)
→土地の形質の変更の原則禁止(第9条)

摂取経路の遮断が行われた場合

形質変更時要届出区域(第11条)

土壤汚染の摂取経路がない、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(摂取経路の遮断が行われた区域を含む。)
→土地の形質の変更時に都道府県知事に計画の届出が必要(第12条)

汚染の除去が行われた場合には、指定を解除

汚染土壤の搬出等に関する規制

- ・の区域内の土壤の搬出の規制(事前届出、計画の変更命令、運搬基準に違反した場合の措置命令)
- ・汚染土壤に係る管理票の交付及び保存の義務
- ・汚染土壤の処理業の許可制度

改正土壤汚染対策法は、平成22年4月1日から施行
下線部が改正内容

自然由来汚染土壤について

土壤汚染対策法では、汚染された土壤の適正処理の確保のため、要措置区域等からの汚染土壤の搬出、運搬、処理に関する規制を行っている。

健康被害の防止の観点からは自然由来の汚染土壤とそれ以外の汚染土壤を区別する理由がないため、自然由来汚染土壤についても土壤汚染対策法の対象としている。

平成20年12月の中央環境審議会答申「今後の土壤汚染対策の在り方について」の中で、「（前略）自然的原因により有害物質が含まれる土壤については、自然的原因であっても指定基準を超過する場合は、人に健康被害を与えるおそれがあり、搬出し別の場所に運び入れ使用する場合は、移動先の環境保全の観点から適切な管理が必要となる。」と整理されている。

自然由来汚染土壤に係る規制緩和（H23）について

- 自然由来の土壤汚染地における調査の特例

- 自然由来特例区域の創設

- 自然由来特例区域内の土地の形質の変更
の施行方法の緩和

（詳細は後ページで説明）

1. 経団連ご提案

土壤指定基準を、地下水環境基準および土壤環境基準と区別し、判定方法に見合った値とすべき。

1. 環境基準は「終局的に土壤等をどの程度に保つか」という全体的な目標値である。排水の規制基準は河川等による希釈効果等を考慮して環境基準よりも緩く設定されているなど、事業者等に課される規制基準は環境基準より緩い値とすることが一般的である。しかし、土対法では、同一に設定されている。
2. 規制基準を超えているかどうかを判定する基準は溶出量とされている。環境庁告示46号付表に規定された試験方法は厳格であり、この試験方法では、実際に汚染土壤から地下水へ溶出する量より高い分析結果が示されることになり、その結果は補正することなく指定基準に照らされる。

1. 基準の制度概要

土壤汚染対策法においては土壤汚染状況調査を行った結果によりリスク管理を行う必要があるため、区域の指定に係る基準（土壤溶出量基準、土壤含有量基準）を定めている

このうち、土壤溶出量基準については地下水経由の摂取リスクを考慮し、健康被害を未然に防止するために 水道水質基準、水質環境基準、地下水環境基準と同値になるように定めている

土壤溶出量基準

一生涯を通じた毒性（慢性毒性）を考慮（70年間、1日2Lの飲用を想定）して基準値を設定している。

地下水に関する規制

地下水の浄化措置命令については浄化基準（地下水環境基準と同値）があり、地下水を直接飲用することを踏まえて基準値を設定している。

1. 経団連ご提案 に対する問題点及び要検討事項

ご提案に対する問題点	要検討事項
<p>自然由来か人為由来かに係わらず、地下水 水経由の摂取リスクを考慮した規制を行う 必要があり、希釈を考慮した指定基準を設 けることは困難。</p>	<ul style="list-style-type: none">告示で定めている方法では、現行の知見の 中で<u>健康リスクを安全側で管理する観点</u>か ら、<u>十分に有害物質を溶出させる方法</u>とし ており、自然由来か人為由来かにより異な るものではない。特定有害物質は土地の条件、地下水流 動、特定有害物質の物性により土壤中挙 動が異なるため、実際の汚染土壤から地下 水への程度溶出するかは、<u>実証試験デー タ</u>や研究結果を積み重ねる必要がある。

2 . 経団連ご提案

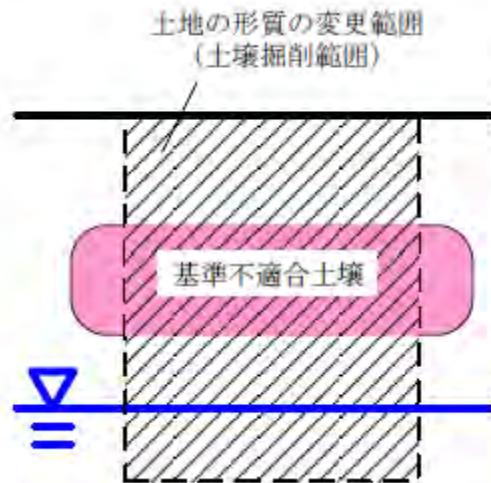
地歴調査等により自然由来による汚染があることが判明している広い地域内では、土壤の移動を規制しない、新たな制度を作るべき。

1. 自然由来汚染土壤の場合、一定の要件を満たせば自然由来特例区域として指定され、形質変更にあたり、基準不適合土壤が区域内の帯水層に接しても差し支えないことになる。
2. しかし、区域内の土地の形質変更や区域内で生じた残土の移動・処分等が制限されるため、実質的な緩和の効果はほとんどない。
3. これまでの調査等により、自然由来汚染土壤が存在する範囲が明確になっている地域もある。こうした地域内で、自然由来汚染土壤を適切に移動・管理できるのであれば新たな健康被害のリスクは発生しないため、広い範囲を特別な区域として指定するなど柔軟な規制とすることが合理的。

2. 「自然由来特例区域における土地の形質の変更」の制度概要

	形質変更時要届出区域 (通常)	自然由来特例区域
基準不適合土壤が 帯水層に接する施行方法	×	

[基準不適合土壤が帯水層に接する一例]



自然由来特例区域における施行方法

自然由来特例区域については、元々所与の汚染が広がっている土地であって土地の形質の変更に伴い新たに帯水層を汚染するものではないこと及び高濃度の土壤汚染はないことから、汚染土壤が帯水層に接することで新たな環境リスクを生じさせるおそれがないと考えられ、帯水層に接する工事についても可能としている。（施行規則第53条第2号）

【自然由来特例区域指定数】
(H27.3.2現在)

形質変更時要届出区域 1,213件
うち、自然由来特例区域 74件

2. 「自然由来の土壤汚染地における調査の特例」の制度概要

	通常の土壤汚染状況 調査	自然由来の土壤汚染地 における調査の特例
試料採取位置	10m格子に1カ所	900m四方ごとに2点

自然由来特例調査

自然由来の土壤汚染があるところについては、専ら地質的に同質な状態で汚染が広がっている可能性があることから、この特性を踏まえた適切かつ効率的な調査方法（900m四方ごとに2地点）を行うことにより自然由来かどうかを判断することとしている。

2. 経団連ご提案 に対する問題点及び要検討事項

ご提案に対する問題点	要検討事項
<p>自然由来汚染土壌は様々なところに存在しているが、その範囲が明確になっているのは土壤汚染対策法に基づき調査が行われた区域（自然由来特例区域）のみである。</p>	<ul style="list-style-type: none">特定有害物質による健康リスクを管理するためには、様々にある自然由来汚染土壌の範囲をそれぞれの場所において自然由来特例調査により明確にする必要がある。所有者が様々にいる広い地域内については、人為由来汚染土壌がないことを証明することが困難。